### 見附市障害者日常生活用具の給付及び貸与に関する規則

平成21年7月22日 規則第17号

見附市障害者日常生活用具の給付及び貸与に関する規則(平成12年見附市規則第33号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)に基づく<u>障害者</u>に係る日常生活用具(以下 「用具」という。)の<u>給付及び貸与</u>並びに住宅改修費の給付(以下「給付等」 という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び給付等対象者)

- 第2条 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる物とし、 対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるとおりとする。
- 2 貸与の対象となる者は、前項に掲げる者であつて、<u>前年分所得税非課税世帯</u> に属する者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)やその 他の法律、制度により用具の支給を受けることができる場合は、その支給の限 度において給付等は行わない。

(給付等の申請)

第3条 用具(点字図書に係るものを除く。)の給付等を受けようとする者は、 日常生活用具給付・貸与申請書(第1号様式)又は住宅改修費給付申請書(第 2号様式)を市長に提出しなければならない。

(給付等の決定)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに調査書(第3号様式)又は住宅改修費調査書(第4号様式)を作成し、<u>用具の給付等を行う</u>かどうかを決定する。
- 2 市長は、用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(第5号様式)又は住宅改修費給付決定通知書(第6号様式)を交付するとともに、 日常生活用具給付券(第7号様式)又は住宅改修費給付券(第8号様式)をあ

わせて交付するものとする。

- 3 市長は、用具の貸与を決定したときは、日常生活用具貸与決定通知書(第9 号様式)を交付するものとする。
- 4 市長は、用具の給付等を不適当と決定したときは、不支給決定通知書(第10号様式)を申請者に交付するものとする。

(用具の給付等)

- 第5条 市長は、用具(点字図書に係るものを除く。以下この条において同じ。)の給付又は住宅改修の給付を行う場合には、用具の製作若しくは販売を業とする者又は住宅改修を請け負う者に日常生活用具等給付委託通知書(第11号様式)により給付することを委託するものとする。
- 2 用具の給付を受けた者は、その給付を受けた用具が、その耐用年数を経過 し、又は故障等により使用ができなくなつた場合で、市長が必要と認めるとき は、同一の機能を有した用具の給付を受けることができる。
- 3 用具の貸与は無償とし、貸与期間は、貸与を受けた者が、転出その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

(点字図書における給付の特例)

- 第6条 点字図書に係る用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付・ 貸与申請書(第1号様式)に点字図書給付対象出版施設(以下「出版施設」と いう。)が発行する点字図書発行証明書(第12号様式。以下「証明書」とい う。)を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を調査書 (第3号様式)により審査の上、適当と認めるときは、証明書に押印し、申請 者に交付する。また、点字図書の給付を不適当と決定したときは、不支給決定 通知書(第10号様式)を申請者に交付するものとする。

(費用の負担)

第7条 用具の給付若しくは住宅改修費の給付を受けた者又はその扶養義務者は、用具の給付に要する費用に100分の10を乗じた額を負担するものとする。ただし、給付に要する費用が別表に掲げる基準額を超える場合は、基準額に100分の10を乗じた額に、基準額から超過した分の額を加えた額を負担

するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、負担する費用の額が<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項に規定する負担上限月額</u>を超えるときは、同条で定める負担上限月額を限度とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、点字図書の給付を受ける者又はその扶養義務者は、当該給付を受ける点字図書と同内容の一般図書の購入価格に相当する額を 負担するものとする。
- 4 負担する費用の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用の支払)

- 第8条 用具(点字図書に係るものを除く。以下この条において同じ。)の給付若しくは住宅改修費の給付を受けた者又はその扶養義務者は、用具を納入した業者には日常生活用具給付券を、住宅改修をした業者には住宅改修費給付券を提出し、前条第1項及び第2項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。
- 2 第6条第2項の規定により点字図書の給付の証明を受けた者又はその扶養義 務者は、点字図書を納入する出版施設にその証明書を提出し、前条第3項の規 定により負担することとされている額を支払うものとする。
- 3 市長は、用具を納入した業者、住宅改修をした業者又は出版施設からの請求 により、当該用具の給付に要した費用から、前2項の負担額を控除した額を支 払うものとする。
- 4 前項の用具を納入した業者又は住宅改修をした業者の請求は、日常生活用具 給付券(第7号様式)又は住宅改修費給付券(第8号様式)を添えて行うもの とする。

(用具の管理)

- 第9条 日常生活用具費の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、給付に要した費用の全部又は一部

- の返還を求めることができる。
- 3 用具の貸与を受けた者は、用具の一部若しくは全部をき損し、又は滅失した場合には、直ちに市長に状況を報告し、その指示に従わなければならない。 (給付等台帳の整備)
- 第10条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため日常生活用具給付(貸 与)台帳を整備するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表(第2条、第7条関係)

	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準	額
介護・	特殊寝台	下肢又は体幹	腕、脚等の訓	8年	1 5 4	, 0
訓練支		機能障害2級	練のできる器		0	0円
援用具		以上の者	具を付帯し、			
			原則として使			
			用者の頭部及			
			び脚部の傾斜			
			角度を個別に			
			調整できる機			
			能を有するも			
			の。			
	特殊マット	下肢又は体幹	褥瘡の防止又	5年	19,	6 0
		機能障害1級	は失禁等によ			0円
		で、常時介護	る汚染又は消			
		を要する者	耗を防止でき			
		(知的障害	る機能を有す			
		児・者にあつ	るもの。			
		ては下肢又は				
		体幹機能障害				

	が2級以上の			
	者)			
特殊尿器	下肢又は体幹	尿が自動的に	5年	67,00
	機能障害1級	吸引されるも		0 円
	で、常時介護	ので、障害児		
	を要する者	者又は介護者		
		が容易に使用		
		しうるもの。		
入浴担架	下肢又は体幹	障害者を担架	5年	82, 40
	機能障害2級	に乗せたまま		0 円
	以上で、入浴	リフト装置に		
	に当たつて介	より入浴させ		
	助を要する者	るもの。		
体位変換器	下肢又は体幹	介助者が障害	5年	15,00
	機能障害2級	児者の体位を		0 円
	以上で、下着	変換させるの		
	交換等に当た	に容易に使用		
	つて介助を要	しうるもの。		
	する者			
移動用リフト	下肢又は体幹	介助者が障害	4年	159, 0
	機能障害2級	児者を移動さ		00円
	以上の者	せるに当たつ		
		て、容易に使		
		用しうるも		
		の。ただし、		
		天井走行型そ		
		の他住宅改修		
		を伴うものを		
		除く。		

	 訓練いす	下肚カル状数		5 年	9 9	1.0
	同川秋 ( ) 9		原則として附	5 年	33,	
		機能障害2級				0円
		以上の身体障				
		害児で、原則	とする。			
		として3歳以				
		上の者				
	訓練用ベッド	下肢又は体幹	腕又は脚の訓	8年	1 5 9	), 2
		機能障害2級	練ができる器		(	0円
		以上の身体障	具を備えたも			
		害児で、原則	$\mathcal{O}_{\circ}$			
		として学齢児				
		以上の者				
自立生	入浴補助用具	下肢又は体幹	入浴時の移	8年	90,	0 0
活支援		機能障害で、	動、座位の保			0円
用具		入浴に当たつ	持、浴槽への			
		て介助を要す	入水等を補助			
		る者	でき、障害児			
			者又は介助者			
			が容易に使用			
			し得るもの。			
			ただし、設置			
			にあたり住宅			
			と 改修を伴うも			
			のを除く。			
	<del></del>	下肢又は体幹		8年	4, 4	150
		機能障害2級		,	,	円
			るもの。(手			, ,
			すりをつける			
			ことができ			
			ことかじさ			

I	1	İ	İ	
		る。) ただ		
		し、取替えに		
		当たり住宅改		
		修を伴うもの		
		を除く。		
歩行補助つえ	平衡機能又は	十分な強度を	3年	木材・ニス
	下肢もしくは	有し、容易に		塗装
	体幹機能障害	使用し得るも		2, 266
	を有する者	の。		円
				軽金属・塗
				装なし
				3, 090
				円
				夜光材付は
				422円
				(全面は
				1, 236
				円)増し
				外装に白色
				又は黄色ラ
				ッカーを使
				用した場合
				は267円
				増しとす
				る。
移動・移乗支援用	平衡機能又は	概ね次のよう	8年	60,00
具	下肢もしくは	な性能を有す		0円
	体幹機能障害	る手すり、ス		
	を有し、家庭	ロープ等であ		

	内の移動等に	ること。		
	おいて介助を			
	要する者	の身体機能		
		の状態を十		
		分踏まえた		
		ものであつ		
		て、必要な		
		強度と安定		
		性を有する		
		もの。		
		イ 転倒予		
		防、立ち上		
		がり動作の		
		補助、移乗		
		動作の補		
		助、段差解		
		消等の用具		
		とする。		
		ただし、設置		
		に当たり住宅		
		改修を伴うも		
		のを除く。		
頭部保護帽	平衡機能又は	転倒の衝撃か	3年	スポンジ、
	下肢もしくは	ら頭部を保護		皮が主材料
	体幹機能障害	できるもの。		のもの
	を有する者又			15,65
	はてんかんの			6 円
	発作等により			スポンジ、
	頻繁に転倒す			皮、プラス

I	1	1	i	]
	る知的障害			チックが主
	児・者及び精			材料のもの
	神障害者			37, 85
				2円
				レディメイ
				ドの場合は
				上記の8
				0%の額を
				基準額とす
				る。
特殊便器	上肢障害2級	足踏ペダルに	8年	151, 2
	以上の者。た	て温水温風を		0 0 円
	だし、児童に	出し得るも		
	あつては知的	の。ただし、		
	障害の程度が	取替えに当た		
	重度又は最重	り住宅改修を		
	度で、訓練を	伴うものを除		
	行つても排便	<.		
	後の処理が困			
	難な者			
火災警報器	障害種別に関	室内の火災を	8年	15, 50
	わらず火災発	煙又は熱によ		0円
	生の感知・避	り感知し、音		
	難が困難な障	又は光を発し		
	害児・者のみ	屋外にも警報		
	の世帯及びこ	ブザーで知ら		
	れに準ずる世	せ得るもの。		
	帯			
自動消火器	障害種別に関	室内温度の異	8年	28,70

	1	1	1	1	1	
		わらず火災発	常上昇又は炎			0円
		生の感知・避	の接触で自動			
		難が困難な障	的に消火液を			
		害児・者のみ	噴射し初期火			
		の世帯及びこ	災を消火し得			
		れに準ずる世	るもの。			
		带				
	電磁調理器	視覚障害2級	容易に使用し	6年	41,	0 0
		以上の者もし	得るもの。			0円
		くは障害の程				
		度が重度又は				
		最重度の知的				
		障害児・者1				
		8歳以上の者				
		のみの世帯及				
		びこれに準ず				
		る世帯				
	歩行時間延長信号	視覚障害2級	容易に使用し	10年	7, 0	0 0
	機用小型送信機	以上の者	得るもの。			円.
	聴覚障害者用屋内	聴覚障害2級	音、声音等を	10年	87,	4 0
	信号装置	以上の者のみ	視覚、触覚等			0円
		の世帯及びこ	により知覚で			
		れに準ずる世	きるもの。			
		带				
E宅療	透析液加温器	腎臓機能障害	透析液を加温	5年	51,	5 0
<b>養等支</b>		3級以上で自	し、一定温度			0円
爰用具		己連続携行式	に保つもの。			
		腹膜灌流法				
		(CAPD) によ				

	I	1	İ	l	
	る透析療法を				
	行う者				
ネブライザー	呼吸器機能障	容易に使用し	5年	36,	0 0
	害3級以上又	得るもの。			0円
	は同程度の身				
	体障害を有				
	し、必要と認				
	められる者				
電気式たん吸引器	呼吸器機能障	容易に使用し	5年	56,	4 0
	害3級以上又	得るもの。			0円
	は同程度の身				
	体障害を有				
	し、必要と認				
	められる者				
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障	容易に使用し	10年	17,	0 0
	害を有し、医	得るもの。			0円
	療保険におけ				
	る在宅酸素療				
	法を行う者				
パルスオキシメー	呼吸器機能障	容易に使用し	5年	37,	0 0
ター	害3級以上又	得るもの。			0円
	は同程度の身				
	体障害を有				
	し、必要と認				
	められる者				
盲人用体温計(音	視覚障害2級	容易に使用し	5年	9, 0	0 0
声式)	以上の者のみ	得るもの。			円
	の世帯及びこ				
	れに準ずる世				

		带				
	盲人用体重計	視覚障害2級	容易に使用し	5年	1 8	, 00
		以上の者のみ	得るもの。			0円
		の世帯及びこ				
		れに準ずる世				
		帯				
情報•	携带用会話補助装	音声機能もし	携帯式で、言	5年	9 8	, 80
意思疎	置	くは言語機能	葉を音声又は			0円
通支援		障害又は肢体	文章に変換す			
用具		不自由で、発	る機能を有			
		声・発語に著	し、容易に使			
		しい障害を有	用し得るも			
		する者	$\mathcal{O}_{\circ}$			
	情報・通信支援用	上肢又は視覚	障害のために	5年	1 0	0, 0
	具	障害2級以上	パソコンを操			0 0円
		の者で、給付	作する際に必			
		によりパソコ	要となる周辺			
		ンの使用が可	機器もしくは			
		能になり、社	アプリケーシ			
		会参加が見込	ョンソフト。			
		まれる者				
	点字ディスプレイ	視覚障害及び	文字等のコン	6年	3 8	3, 5
		聴覚障害の重	ピュータの画			0 0円
		度重複障害	面情報を点字			
		(原則として	等により示す			
		視覚障害2級	ことのできる			
		以上かつ聴覚	もの。			
		障害2級)を				
		有し、必要と				

		認められる者			
点字器	(標準型)	視覚障害を有	容易に使用し	7年	32マス
		する者	得るもの。		8行、西
					書真鍮板
					10,
					6
					32マス
					8行、西
					書プラス
					ック製
					6, 75
点字器	(携帯用)	視覚障害を有	容易に使用し	5年	32マス
		する者	得るもの。		行、片面
					アルミニ
					ム製
					7, 4
					3277
					行、片面
					プラスチ
					ク製
					1, 69
点字タイ	イプライタ	視覚障害2級	容易に使用し	5年	63,
		以上で、就労	得るもの。		(
		もしくは就学			
		している又は			
		就労が見込ま			

	れる者			
視覚障害者用ポー	視覚障害2級	音声等により	6年	録音再生機
タブルレコーダー	以上の者	操作ボタンが		85,00
		知覚又は認識		0 円
		でき、かつ、		再生専用機
		DAISY方式によ		35,00
		る録音並びに		0 円
		当該方式によ		
		り記録された		
		図書の再生が		
		可能な製品で		
		あつて、容易		
		に使用し得る		
		もの。		
視覚障害者用活字	視覚障害2級	文字情報と同	6年	99,80
文書読上げ装置	以上の者	一紙面上に記		0円
		載された当該		
		文字情報を暗		
		号化した情報		
		を読み取り、		
		音声信号に変		
		換して出力す		
		る機能を有す		
		るもので、容		
		易に使用でき		
		るもの。		
視覚障害者用拡大	視覚障害を有	画像入力装置	8年	198, 0
読書器	し、本装置に	を読みたいも		00円
	より文字等を	の(印刷物		

I	1	I	İ	İ	
	読むことが可	等)の上に置			
	能になる者	くことで、簡			
		単に拡大され			
		た画像(文字			
		等)をモニタ			
		一に映し出せ			
		るもの。			
盲人用時計	視覚障害2級	容易に使用し	10年	触読式	
	以上の者。な	得るもの。		10,	3 0
	お、音声時計				0円
	は、手指の触			音声式	
	覚に障害があ			13,	3 0
	る等のため触				0円
	読式時計の使				
	用が困難な者				
	を原則とす				
	る。				
視覚障害者用地上	視覚障害2級	テレビ音声の	6年	29,	0 0
デジタル放送対応	以上の者	受信が可能な			0円
ラジオ		もの。			
聴覚障害者用通信	聴覚又は発	一般の電話回	5年	71,	0 0
装置	声・発語に著	線に接続する			0円
	しい障害を有	ことができ、			
	し、コミュニ	音声の代わり			
	ケーション、	に、文字等に			
	緊急連絡等の	より通信が可			
	手段として必	能な機器であ			
	要と認められ	り、障害者が			
	る者	容易に使用で			

		きるもの。		
聴覚障害者用情報	聴覚障害を有	字幕及び手話	6年	88, 90
受信装置	する者であつ	通訳付きの聴		0 円
	て、本装置に	覚障害者用番		
	よりテレビの	組並びにテレ		
	視聴が可能に	ビ番組に字幕		
	なる者	及び手話通訳		
		の映像を合成		
		したものを画		
		面に出力する		
		機能を有し、		
		かつ、災害時		
		の聴覚障害者		
		向け緊急信号		
		を受信するも		
		ので、容易に		
		使用し得るも		
		$\mathcal{O}_{\circ}$		
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式	笛式	笛式
		呼気によりゴ	4年	5, 150
		ム等の膜を振	電動式	P
		動させ、ビニ	5年	(気管カニ
		ール等の管を		ューレ付+
		通じて音源を		3, 193
		口腔内に導		円)
		き、構音化す		電動式
		るもの。		7 2, 20
		電動式		3 ₽
		顎下部等にあ		(電池又は

			イナー最新してよ		大声叩ょん
			てた電動板を		充電器を含
			駆動させ、経		む)
			皮的に音源を		
			口腔内に導		
			き、構音化す		
			るもの。		
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外	障害者が容易		_
		出困難な身体	に使用し得る		
		障害者(原則	もの。		
		として2級以			
		上)であつ			
		て、コミュニ			
		ケーション、			
		緊急連絡等の			
		手段として必			
		要性があると			
		認められる者			
	点字図書	主に、情報の	点字により作		点字図書価
		入手を点字に	成された図書		格から一般
		よつている視	(月刊や週刊		図書の購入
		覚障害を有す	等で発行され		価格相当額
		る者	る雑誌を除		を差し引い
			⟨∘ )		た額
排泄管	蓄便袋	人工肛門を造	低刺激性の粘	_	8, 858
理支援		設している者	着剤を使用し		円
用具			た密封型又は		
			下部開放型の		
			収納袋のも		
			の。		

		I	I	1	
		ラテックス製			
		又はプラスチ			
		ックフィルム			
		製			
蓄尿袋	人工膀胱を造	低刺激性の粘	_	11,	6 3
	設している者	着剤を使用し			9円
		た密封型の収			
		納袋で尿処理			
		用のキャップ			
		付のもの。			
		ラテックス製			
		又はプラスチ			
		ックフィルム			
		製			
紙おむつ	高度の排便も	紙おむつ・脱	_	12,	3 6
	しくは排尿機	脂綿・さら			0円
	能障害又は脳	し・ガーゼ等			
	原性運動機能	衛生用品で、			
	障害で意思表	ストマ用装具			
	示が困難な者	の代わりとな			
		るもの。			
収尿器(男性用)	脊髄損傷等に	採尿器と蓄尿	1年	普通型	
	よる排尿障害	袋で構成され		15,	8 6
	(特に失禁の	尿の逆流防止			2円
	ある場合)を	装置を付けた		簡易型	
	有し、必要性	ラテックス製		11,	7 4
	の認められる	又はゴム製の			2円
	者	もの。			
収尿器(女性用)	脊髄損傷等に	普通型	1年	普通型	

	1		1	1	1	
		よる排尿障害	耐久性ゴム製		17,	5 1
		(特に失禁の	採尿袋を有す			0円
		ある場合)を	るもの。		簡易型	
		有し、必要性	簡易型		12,	1 5
		の認められる	ポリエチレン			4円
		者	製の採尿袋導			
			尿ゴム管付採			
			尿袋20枚を			
			1組とする。			
居宅生	住宅改修	下肢、体幹機	障害者の移動		200	, 0
活動作		能障害又は乳	等を円滑にす		0	0 円
補助用		幼児期以前の	る用具で設置			
具		非進行性の脳	に小規模な住			
		病変による運	宅改修を伴う			
		動機能障害	もの。			
		(移動機能障				
		害に限る。)				
		を有する者で				
		あつて障害等				
		級3級以上の				
		者(ただし、				
		特殊便器への				
		取替えをする				
		場合は上肢障				
		害2級以上の				
		者)				

### 日常生活用具給付・貸与申請書

見 附 市 長 様

申請者 住所

氏名

印

(対象者との続柄)

下記により日常生活用具の給付・貸与を申請します。

なお、日常生活用具費の給付・貸与の決定のため、世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関 に調査、照会、閲覧することを承諾します。

( — E)(I)	11年、忠云、 周月	型 🤈 ′⊙		で予防しる	<del></del>												
	氏名				男	· 女	生	三年月	日				年	月		日(	歳)
対	住				•	<u>'</u>											
象	所																
者	身体障害者(療	[養)	手帳				तं	5第	号					年	月		日交付
	障害名										障害等級			5	種		級
	施設入所希望	の有	無	希望する	3 (			j.	施設)	希望	翟しない						
	氏名			対象者と	:の続柄	生年月	目	職業	È		備考(対象	者に	対	ける介証	隻の:	伏況)	
世				世帯主													
帯						•											
の																	
状																	
況																	
給作	· 寸(貸与)を希望	する	理由	<u> </u>							1						
		住	1	持家								便	1	和式			
現7   況	生の住まいの状	宅	2	借家		(貸主の	の諾る	否)				器	2	洋式			
		七	3	その他								征	3	なし			
			1	他人の介助	かを必要			1	他人の	介助	力を必要		1	車い	す使	戸用	
現在	王の介護の状況	入		清拭のみ			排				用)使用	移	2	他人			必要
	>	浴		入浴・清拭		こいない	便	3	自分で	ごでき	さる	動		(一部			
			4	自分ででき								3	自分	でて	ぎきる		
	寸(貸与)を受け ハ用具の名称							希	望する	る型式	弌・規模等						
	付 (貸与) に特 希望する事項																
備る	考																

(注意)・この申請には、申請する日常生活用具の見積書を添付すること。

## 住宅改修費給付申請書

見 附 市 長 様

申請者 住所

氏名

ЕΠ

(対象者との続柄)

下記により住宅改修費の給付を申請します。

なお、住宅改修費の給付の決定のため、世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照 会、閲覧することを承諾します。

会、閱	覧す	ること	諾し	ょす	-															
	氏名	名						男	· 女	生	年月	H			年		月		日生(	歳)
	住用	沂																		
対象者	<b>5.4</b>	- 17 de eta - 1	· - 1	æ		都	道府県							<b>-</b>	-	-	-t- / 1.			
	夕14 	<b> </b>	手川	<b></b>		(指	6定都市又は「	中核市	ī)第		号		1	丰	月	Ħ	交付			
	障害	[名										障害等	等級							
	氏名	, i				文	対象者との続杯	i 生	年月日		職美	纟	ſ	備考	対象を	皆に	対す	るグ	个護の壮	犬況等
世帯の状																				
況																				
給付る	を希望	里する 理	里由																	
改修	を行う	住宅の	住	折																
						Þ	区分						,	居宅	生活動	作補	前助用	具		
改修	1 手士りの取仕は 9 古凡羊の観波										1	便器	2	手	すり					
工事	3	床材の	変更	Ĺ	4	扉の	取替え				3	スロー	・プ							
内容	5	便器の	取替	え							4 その他( )									
	6	その他	(				)													
							過去の日常	生活月	用具等の給付又は貸与の状況											
区	分						給 付 等	年	月	月				給付	<b> </b>   等内容	ř				
月	常生活	活用具	(給付	寸・1	貸与)	)		年	月日											
住	宅改值	修費(約	計()					年	月 日											
租左(	たのは								承諾				浴	1	和式		便	1	和式	
	現在の住   住宅   いの状況					貸主諾否	2	否(1/~	承諾	苦を得	るか)	槽	2	洋式		器	2	洋式		
				2 借	家								16	3	なし		тиг	3	携带月	fl
			]	1 他	1人の	)介.	助が必要	1		1	他人	、の介則	力を収	<b>公要</b>		1	車レ	す	使用	
現在の		. I V 7/2: I		2 清	<b>計式の</b>	つみ			排便	2	便器	景(携帯	)使月	Ħ	移動	2	他丿	(0)	介助を	必要
護の料	犬況			3 入	、浴、	清持	式ともしていな	いい		3	自久	かででき	きる		17.23		(一音	13、	全部)	
			4	l É	分で	でで	きる									3	自ら	子で	できる	

# 第3号様式(第4条、第6条関係)

### 調査書

	申請書受理番	第 年	月日	号	②申請者氏					③対象	皆との続柄			
<ul><li>④ 対象</li></ul>	氏 名						男・女	生年月日	大正 昭和 平成			年	月 (	日生歳)
者	住所													
	障 害 名								障害等級					
(5)	氏名	年齢	対象者	との	職業				課税状況			備	<del>上</del>	
世	NA	中國中	続柄		柳未	課私	总区分	市臣	民税所得害	額  収入	額	VHI	7	
帯														
員														
の														
状														
況														
		1 生活	 	9	低所得1	<u> </u>	3 低所得2	)	4 一角	л ,				
6 t	世帯区分	所得税詞			145月1年1		) 似別(村2  課和		4 — <sub>N</sub>	非課種		-		
		1 自家					1		谷(排便)で					
		2 借家		( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	·付(貸与)後(	<b>n</b>			ら他人の介					
76	主まいの状況	(貸主の			状況	<i>77</i> )			ら入浴(排					
											<b></b> 恵用すること	こが	でき	る。
	合付(貸与)の 要の有無	1 有	⑩給f 理由	寸(貸	与)する(し	ない)								
	合付(貸与)す	2 無	12		円	(1) ÷1	<u> </u> ・象者又は	++-	円					円
るり	<sup>11</sup> (貝子) 9 用具名(含む 式・規模等)		子	·定 i格		養義	家有又は 務者が支 き額			⑭公費負	負担予定額			
			Т	ПП			で映							
事 事 5	その他の特記 頁													
		年	月	日		Ī	調査員氏名				印			

(注意)1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

2 給付の場合には⑫~⑭欄の記入は不要であること。(金額欄に斜線を引くこと)

### 第4号様式(第4条関係)

### 住宅改修費調査書

						1-2-2		1	7								
	申請書受 番号年月		第			Ļ	0	申請者	丘力				(1) the	者との続桁	F		
日			年	月	日			片頭石	八石					白とり物的	7		
(4)	氏名				اِ	男・女	<u>/-</u>	生年月	日				年	月	日生(	j	歳)
対	住所			'													
象者	身体障害 者手帳番 号			障害名	Ż			障4	害等級	:		施有	設入所の 無				
(5)	IT. A	/π: #\Δ	-L4-1	大しの体長		'			課	税状	況			·	/:	±: ∃z.	
世	氏名	年齢	対象を	音との続柄		課税区	区分		市民	税所	得割	額	収入	額	1)i	<b>青考</b>	
帯																	
員																	
0																	
状																	
況																	
6	世帯区分	1	生活保	護	2 1	低所得1		3 低	所得2			一般		一定以上			
		1	自家										でできる				
7	住まいの状況	2	借家		9	)給付後の	生活	の出達	ᆔ				介助でで		になる		
		(貸	注の諾	否)	」	浴·排便·			_	当す	3		しても変: 部介助・:				
8	施設入所の	) 1	申請し	ている	る	状況に○					1	その		王川 助)			
申	請の有無	2	申請し	ていない							1	(	ie.		)		
	住宅改修費料の必要の有無		有無無		100	)給付する	(した	よい) 担	里由						,		
1 -	住宅改修工 の内容	-		⑫ 予定価格		円	13/5	夫養義和	<b>答者が</b> う	支払う	うべき	額	円	⑭公費負 担予定額			円
1	その他特託 項	*	改修工	事を行う信	主宅の	の所在地や	給付	する居	宅生活	動作	補助月	月具(月	手すりや便	器等) につ	いて記	載する	) <sub>o</sub>
	年	F.	月日						i	調査	員耳	哉名					
													氏名			FI	IJ

<sup>(</sup>注) 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

## 日常生活用具給付決定通知書

様

見 附 市 長

さきに申請のありました日常生活用具につきましては、つぎのとおり決定になりましたので通知します。

0.,0											
給付番号		給付決定年	<b>三月日</b>			年	月	日			
対象者氏名											
給付する用具名			納入業者名								
(含む形式規模 等)			納入業者の住所								
価格			対象者又は扶養義 支払うべき額	公費負担額							
注意事項	1 用具は、対象者又は扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に 支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、 必ず用具を受け取る前に支払つてください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担 保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。										

## 住宅改修費給付決定通知書

様

# 見 附 市 長

さきに申請のありました住宅改修費につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

CORT	日日マンびノ	7 2 010	11-04	八沙貝	にってみし	(12,00	00 C 40 0 DC/L	ca y a Unc	7 C LLL	HUA 70
給付番号			第		号	給付沒	央定年月日	年	月	日
対象者氏名	<u> </u>					身体障	章害者手帳番号			
改修する信	主宅の住	所								
住宅改修	の内容	及び給					業者名			
付する居 助用具名						業者の住所	(電話)			
価格					扶養義務者 払うべき額		円	公費負担額		円
注意事項	1 住宅改修費は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額についてに みやかに支払つて下さい。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保 したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。									

## 第7号様式(第4条、第8条関係)

### 日常生活用具給付券

① 給 付 番 号				② 給 <sup>作</sup>	寸券発行 月	行日			
③対象者氏名				④生年.	月日				
⑤居 住 地									
⑥ 保 護 者 又 は ⑥ 扶養義務者氏名						⑦対象者と	の続柄		
給付する用具名 ⑧ (形式、規模等)		9 価格		者又は抗支払う~	扶養義務 べき額	PI	① 公費 負担額		円
⑫納 入 業 者 名			·	Œ	③納入業の住	,			
1(14)	受給者が業者に提示する期限				美者の2 支払請す 艮				
上記のとおり決定す	- -る。								
年 月	目			Ħ	附市	. E			印
				允	hb1 11 <sup>-</sup>	ı K			⊢lı
業者の納入 <sup>⑤</sup> し た 日	年 月	Ħ	対象者又 は扶養義 ⑯ 務者より 受領した 額		円 ⑰	受領業者 名及び年 月日	年	月	
® 用 具 受 領 ® 者 名			·	<b>(1)</b>	·				
⑲その他特記事項									

<sup>(</sup>注) 本表は、①~⑭までは市町村長が、⑮~⑰までは納入した業者が、⑱は受領者が記入すること。

## 第8号様式(第4条、第8条関係)

### 住宅改修費給付券

								- JQ //HI I J /J										
①給付 番号	第			)給付券発行	<b>万年</b> .	月日			年		月	日						
③対象 者氏名					4	)生年月日									年	月	(	日生歳)
⑤居住 地																		
⑥保護 者氏名							7	対象者と	の絹	続杯	ĵ							
⑧住宅 改修工 事の内 容		9個	ī格		円	⑩扶養義務	务者	が支払うべ	きれ	額			円	①: 担8	公費負			円
⑫業者 名					13)	業者の住所			(1	電話	i)							
⑭この 券の有 効期限	受給者 者に提 る期限			年	月	日		業者の公	費ラ	支払	請求期	限		年	月	日		
上記0	りとおり汐	定す	る。															
	年	月		日						見	附市	<b>卢</b> ∄	曼				ı	印
⑤改修 工事の 完了し た日	年	月日	- 1	が扶養義	<b>養務</b> 者	者より受領		Ь	3	17	受領業者	皆名及	及び年	月日		年	月	印日
®住宅 改修費 受領保 護者名 印	記入年 年 ) 印	月日	(1)	9確認者	ž.		J	認年月日 職名 氏名	-1		年	月		ョ 印				
② その 他特記 事項																		

<sup>(</sup>注) 本表は、①~⑭⑲⑳は市町村、⑮~⑪は業者が、⑱は住宅改修費受領保護者が記入すること。なお、 ⑮⑱⑭は工事完了後に記入すること。

#### 日常生活用具貸与決定通知書

(申請者) 様

見 附 市 長

さきに申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

貸与番号	第	号	貸与決定年月日	名	戶 月	日
対象者氏名			身体障害者手帳番	号		
貸与する用具名						
注意事項	1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 2 用具の一部又は全部を、き損し、又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従つてください。 3 用具を必要としなくなつたときは、すみやかに市長に申し出てください。					

不支給決定通知書

(申請者) 様

見附市長

年 月 日付で申請がありました日常生活用具の給付・貸与につきましては、 次の理由により不支給とすることに決定しました。

なお、この決定に不満がある場合には、行政不服審査法に定める手続きにより、この通知を受け取つた日の翌日から起算して、60日以内に市長あて異議申し立てすることができます。

(不支給の理由)

#### 日常生活用具等給付委託通知書

様

見 附 市 長

印

下記のとおり日常生活用具等の給付を貴殿(社)に委託することに決定したので、被給付者より日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券の提示があつたら給付を依頼します。 なお、公費負担額は、給付券を添えて見附市長に請求してください。

記

記							
給付番号	第	号	給付決定年月日		年	月	日
対象者氏名			居住地				
公費負担額			円				
自己負担額			円				
その他							

### 第12号様式(第6条関係)

点字図書発行証	E明書				
給付申請者					
<u>氏</u> 名					_
住所 見附市					_
電話番号 ( )					_
<b>公</b> 从中建园事					
給付申請図書   図書名					
図書名   出版施設名				(FI)	-
<u> </u>					_
<u> </u>					
自己負担額					
φΛ / L=τ π□ ±	a.				
給付証明書	ì				
   上記の点字図書を給付することを証明する。					
			年	月	日
見	附市	ī 長			印